

## 道路占用許可申請・工事施行承認申請の手引き

道路で何らかの工事を行う場合は、道路管理者に届出が必要となります。市道で工事を行う場合は、あらかじめ道路課に道路占用許可申請書又は、道路工事施行承認申請書を提出し、許可を受けなければなりません。

### 1. 道路法第32条（道路の占用の許可）

#### （1）道路の占用について

道路占用許可とは、道路に一定の工作物を設け、継続して道路を使用することで、道路の通行に影響を及ぼすため、道路管理者の許可が必要となります。道路は通行が目的であるため、占用物件は道路法で定められた一定の物件以外は認められていません。また、占用の範囲は、上空や地下も含まれます。

#### （2）占用物件の種類について（道路法第32条第1項）

道路法で定められてる占用物件は次のものとなります。

- 1 電柱、電線、変圧塔、郵便ポスト、広告塔その他これらに類する工作物
- 2 水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件
- 3 鉄道、軌道その他これらに類する施設
- 4 歩廊その他これらに類する施設
- 5 地下街、地下室、通路、浄化槽その他これらに類する施設
- 6 露店、商品置場その他これらに類する施設
- 7 前各号に掲げるものを除く外、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある工作物、物件又は施設で、政令で定めるもの（道路施行令第7条）
  - ① 看板、標識、旗ざお、幕及びアーチ ※上空占用
  - ② 太陽光発電設備、風力発電設備 ※上空のケーブルなど
  - ③ 津波避難施設
  - ④ 工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施設 ※一時占用
  - ⑤ 土石、竹木その他の工事用材料 ※一時占用（その他⑥～⑬まであり）

※新居浜市では自治会が設置するごみ収集ボックスや掲示板などについては、社会的必要性があることから、構造や用途の基準を満たせば認めている場合もあります。

#### （3）設置基準について（道路法第33条）

道路の占用許可を行う際は、物件が道路法第32条のいずれかに該当するものであり、道路の敷地外に余地がなくやむを得ないもので、物件の構造及び場所が、道路の構造の保全及び安全かつ円滑な交通が確保できなければならないと定められています。

#### (4) 占用物件の維持管理について（道路法施行規則第4条の5の5）

占有者には、物件に起因して道路の構造や交通に支障が生じることがないように、巡視、点検、修繕等の適切な維持管理を行うことが義務付けられています。

#### (5) 占用料について（道路法第39条）

占有物件には、新居浜市道路占用料条例に基づき、①で定める占用料が発生します。ただし、②で定める物件は、減額または減免することが出来ます。

##### ① 占用料の額

占用料の額は、新居浜市道路占用料条例の道路占用料表に定める金額に、許可をした占有期間を同表で定める期間で除して得た数を乗じて得た額とします。

##### ② 占用料の減免

- a 公営企業（上下水道局）に係るもの（地方財政法第6条）
- b 選挙運動のための立札看板（公職選挙法）
- c 街灯や各戸からの個人所有の引込管（雨水管、污水管、上水道給水管）
- d 市長が認めるもの

## 2. 道路法第35条（道路占用の特例）

国が行う事業により道路占用をする場合は、国が道路管理者に協議し、その同意を得れば占有することが出来ます（案内標識など）。

## 3. 道路法第24条（道路管理者以外の者が行う工事）

道路工事施行承認とは、道路管理者以外の者が、車両乗り入れのために行う歩道の切り下げ工事やガードレールの撤去工事など、道路に関する工事を行う場合のことをいい、道路管理者の承認が必要となります。工事完了後は、道路課で管理をすることとなります。工事費用は、申請者の負担で行います。

## 4. 道路交通法第77条（道路の使用の許可）

道路交通法第76条により、交通の妨害となり、又は交通に危険を生じさせる恐れのある物件を置くことは禁止されていますが、社会的に必要なものは、警察署長の許可によって、その禁止が解除されることが定められています。

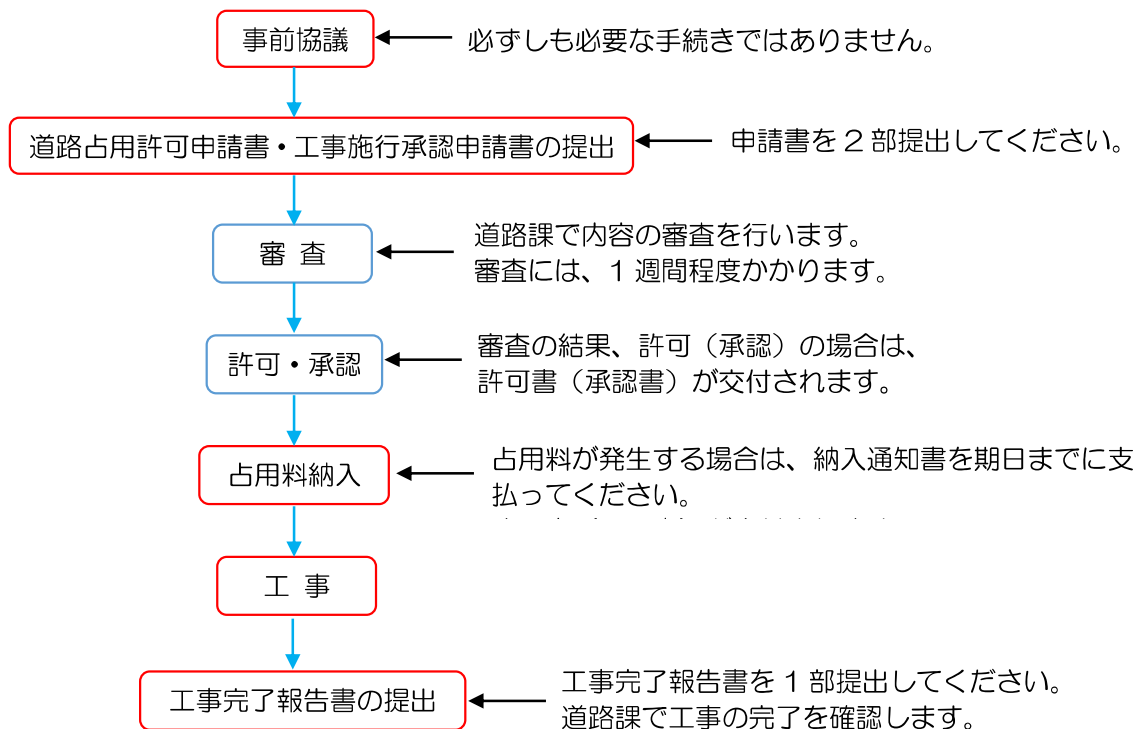
次のような行為を行うには、道路占用許可（または道路施行承認）とは別に警察署の道路使用許可が必要となります。申請の窓口は、新居浜警察署の交通課です。

（道路使用許可が必要な行為）

- ① 道路で工事若しくは作業をする行為
- ② 道路に石碑、広告板、アーチ等の工作物を設置する行為
- ③ 道路に露店、屋台等を出す行為
- ④ 道路で祭礼行事、ロケーション等をする行為

## 5. 道路占用許可・工事施行承認の申請手続

### (1) 手続の流れ



### (2) 申請手続について

#### 1. 申請書類について（別紙1、2）

- ・申請書は2部提出してください。※申請者印は不要です。
- ・工事内容がわかる資料（位置図・平面図・断面図・構造図・現地写真）と警察の道路使用許可書（写）を添付してください。
- ・改良区管理水路が関係する場合は改良区の同意書も添付してください。

※新居浜市の場合は、着工届の提出を求めているので、警察の道路使用許可書（写）は、工事着手前でもかまいません。申請書の備考欄に「工事前に提出」と記入してください。

#### 2. 内容審査について

- ・法定の基準や道路課の定める基準を確認します。審査には1週間程度かかります。

#### 3. 占用料について

- ・占用料の額は、道路占用料表に定める金額に、許可をした占用期間を同表で定める期間で除して得た数を乗じて得た額となります（別表1）。占用料免除の場合は不要です。
- ・占用許可書と一緒に納入通知書をお渡しします。
- ・1か月以内に占用料を支払ってください。

#### 4. 工事完了の報告について

- 工事完了後一ヶ月以内に工事完了報告書を1部提出してください。
- 施工前・中・後の写真を添付してください。
- 完了報告書の提出が遅れた場合には理由書または顛末書を添付してください。

#### 5. 工期の延長について

- 工期内に工事が完了できない場合は、工期延長申請書を1部提出してください。
- 道路使用許可書（写）と許可書（写）を添付してください。
- 工期内に工期延長申請者が提出できなかった場合には、理由書または顛末書を添付してください。

#### 6. 占用物件の変更について

- 占用物件に変更が生じる場合は、道路占用変更許可申請書を2部提出してください。
- 工事内容がわかる資料（位置図・平面図・断面図・構造図・現地写真）と警察の道路使用許可書（写）を添付してください。
- 現在の許可書（写）も添付してください。

#### 7. 占用物件の廃止について

- 占用許可を受けているすべての物件の期間が満了した場合、又は占用を廃止した場合には、道路占用廃止届出書を1部提出してください。
- 位置図と廃止前と廃止後の写真を添付してください。

#### 8. 占用物件の更新について

- 占用物件を継続して使用する場合は、占用期間の満了前に道路占用更新許可申請書を2部提出してください。
- 現在の許可書（写）も添付してください。

#### 9. 工事車両について

個人敷地内の工事をするために、道路地内に工事車両を駐車する場合は、道路施設の工事ではなく、また、占用物件にも該当しないため工事承認申請及び道路占用許可申請は不要です。しかし、通行止めの問合せ等の連絡がある場合があるので、工事内容がわかる書類をお知らせとして提出してください。様式は自由です。警察署の道路使用許可の申請は必要となります。

別紙1 申請記載例

第1号様式(第2条、第4条関係)

更新・変更の場合は前回許可日と許可番号を記入すること

道路占用 許可申請 協議 書

新規	更新	変更	番号	年	月	日
----	----	----	----	---	---	---

令和〇〇年〇〇月〇〇日

新居浜市長様

〒792-〇〇〇〇

住所 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

氏名 〇〇〇〇

押印は不要

担当業者(担当者) 〇〇〇〇〇〇〇

TEL 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

工事の内容が分る担当者と連絡先を記入すること

R4年度→R9.3.31  
R〇年度→R〇+5.3.31  
一時占用は工事期間と同じ期間

第32条

許可を申請

道路法 第35条の規定により 協議 します。

占用目的	〇〇〇〇〇〇のため		
占用場所	路線番号・名	〇〇 〇〇〇〇線	車道・歩道・その他
	場所	新居浜市〇〇町〇丁目〇〇番 地先	
占用物件	名称	規模	数量
	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
占用の期間	許可日から 令和〇〇年3月31日まで	原則5年以内	別紙のとおり 遠景・近景の2枚以上を添付すること
工事の期間	許可日から 令和〇〇年〇〇月〇〇日まで	内〇日間	人力及び機械による掘削
道路の復旧方法	原型復旧	実際の工事日数を記入すること	添付書類 位置図・平面図・断面図 構造図・現地写真 警察の道路使用許可書(写)
備考	事前協議 有り (道路課 〇〇)、無し 住宅地区位置 ページ 〇〇、横 〇〇、縦 〇〇		

工事前でも可とする。備考欄に「道路使用許可書は工事前に提出」と記載すること

記載要領

- 「許可申請」「第32条」「許可を申請」「協議」「第35条」及び「協議」については、該当するものを○で囲むこと。
- 新規・更新・変更については、該当するものを○で囲み、更新・変更の場合には、従前の許可書または回答書の番号及び年月日を記載すること。
- 申請者が法人である場合には、「住所」の欄に主たる事務所の所在地、「氏名」の欄には、名称及び代表者の氏名を記載するとともに、「担当者」の欄に所属・氏名を記載すること。
- 場所の欄には、地番まで記載すること。占用が2以上の地番にわたる場合には、起点と終点を記載すること。「車道・歩道・その他」については、該当するものを○で囲むこと。
- 変更の許可申請にあつては、関係する欄の下部に変更後のものを記載し、上部に変更前のものを( )書きすること。
- 「添付書類」の欄には、道路の占用場所、物件の構造等を明らかにした図面その他必要な書類を添付した場合に、その書類名を記載すること。

道路工事施行承認申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

新居浜市長 様

〒 792-〇〇〇〇  
 住 所 新居浜市〇〇町〇〇丁目〇番〇号  
 氏 名 〇〇 〇〇  
 担当者 〇〇 〇〇  
 TEL 〇〇-〇〇〇〇

押印は不要

道路法第24条の規定により、道路工事施行承認を申請します。

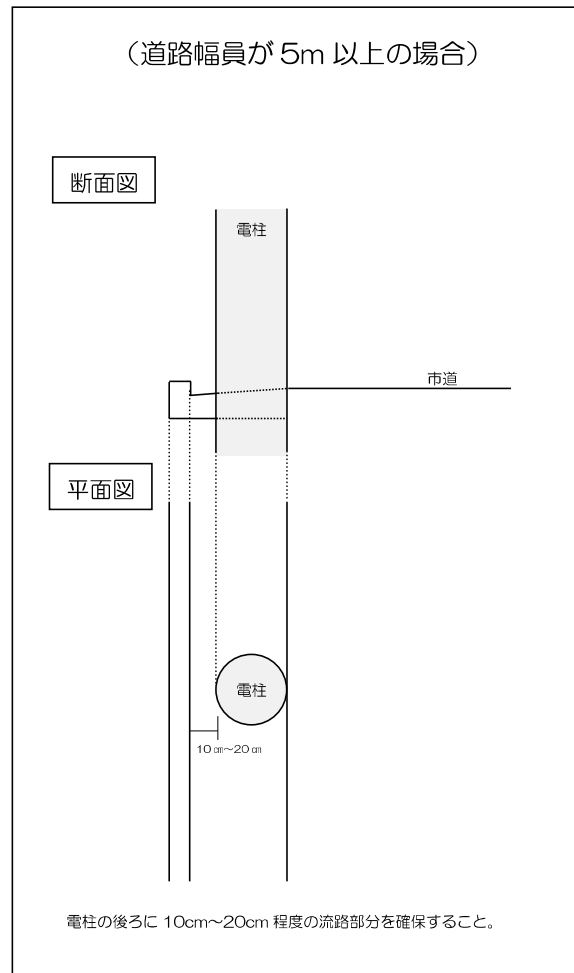
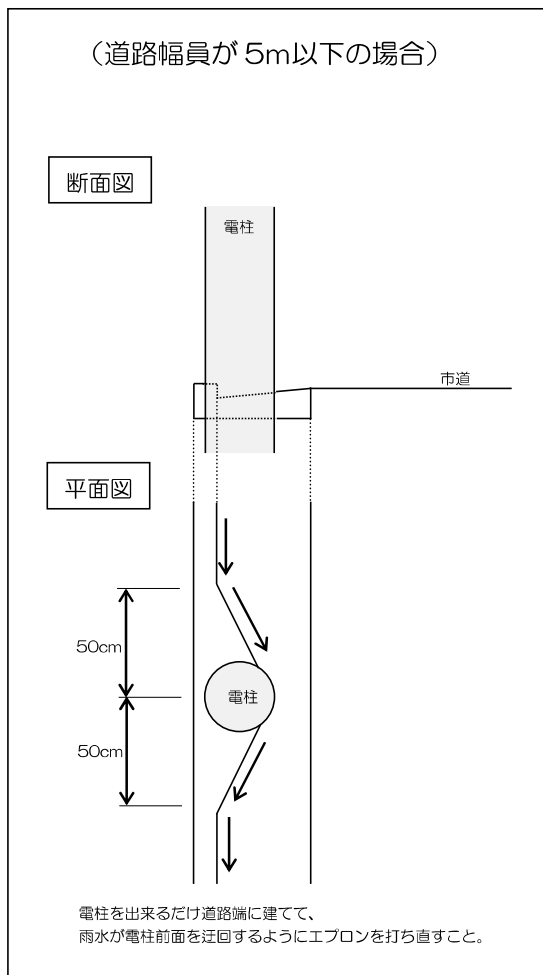
施工目的	〇〇〇〇〇〇〇〇のため	
施工場所	路線名	〇〇号 〇〇〇〇線
	場 所	新居浜市〇〇町〇〇丁目〇番〇号
工事概要	工 事 種 別	歩道・ <b>車道</b> その他 ( )
		〇〇〇〇 〇〇〇〇 L=〇〇m A=〇〇m <sup>2</sup>
工事の期間	令和〇〇年〇月〇〇日から 令和〇〇年〇月〇〇日まで 〇〇日間	
施工方法	直営・ <b>請負</b> 施工業者 住 所 新居浜市〇〇町〇〇丁目〇番〇号 業者名 〇〇〇〇 担当先 〇〇 〇〇 連絡先 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	
添付書類	位置図、平面図、断面図、構造図、現況写真、警察の道路使用許可書(写)	
備 考	遠景・近景の2枚以上を添付すること	
	事前協議 道路課 〇〇 住宅地図 ページ 〇〇、横 〇〇、縦 〇〇 工事前でも可とする。備考欄に「道路使用許可書は工事前に提出」と記載すること	

## 道路占用設置基準、施工承認審査基準

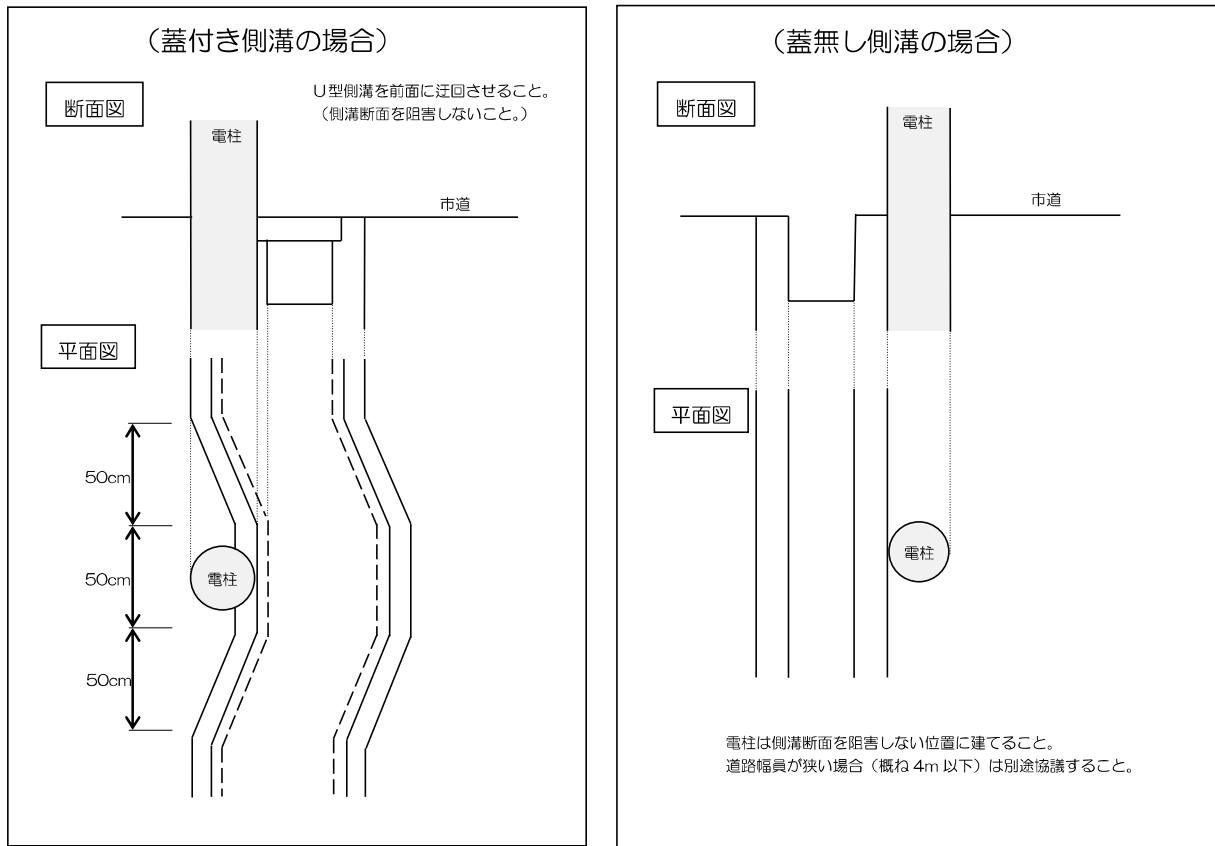
### 1. 電柱・電線の占用について

- (1) 電柱の新設・移設・建て替えに関しては、市道内への建柱は交渉の結果、同意が得られず、やむを得ない場合に限る。
- (2) 道路側溝内に建柱する場合は、水路断面を阻害しないようにすること。(下記図面参照)
- (3) 電線を上空占用する場合は、電線の最下部と路面との距離を5m以上離すこと(歩道上は2.5m以上)。

#### ・L型側溝の場合



・U型側溝の場合



(4) 埋設深さについて

電線を地下に埋設する場合は、土被りを80cm以上とすること(歩道は60cm以上)。ただし、管種としてコンクリート多孔管(管材曲げ引張強度 $54 \text{ kg f}/\text{cm}^2$ 以上)を用いた場合は、土被りを60cmにすることができる。

また、交通量の少ない生活道路(250台/日・方向未満)では、下記表の深さとすることができる。

道路	電力・通信用の管径	埋設深さ
車道	150mm未満	35cm以上
	150mm以上	60cm以上
歩道		15cm以上

(5) 占用制限措置について

緊急輸送道路(1次、2次)は、電柱の占用を制限していることから、下記路線は、新たに電柱を建てることは出来ない。なお、既存電柱については、当面の間、更新・移設を認めることとする。

- ・港町繁本東筋線(市役所前交差点～元塚交差点)



## 2. 上水道管、ガス管、下水道管の占用について

### (1) 管渠の埋設深さについて

- ・上水道管、ガス管は、土被りを60cm以上とすること。
- ・下水道管は、土被りを1.0m以上とすること。  
ただし、本管以外の管を埋設する場合は、土被りを60cm以上にすることが出来る。
- ・規定の埋設深さが確保できない場合は、十分な強度を有する管種（鋼管（SGP）やヒューム管（HP）、鋳鉄管（DIP）など）を使用するなど、所要の防護措置を講じること。

### (2) 排水管の道路側溝への接続について

- ・原則、許可しない。ただし、排水先がない場合は協議により決定する。  
※大規模施設に伴う排水管の接続の場合は、道路側溝の容量を超えることがあるので、近くの雨水管や農業用水路への接続を検討すること。
- ・排水管と既設構造物の間隙はモルタルを充填すること。

### (3) 改良区水路への接続について

- ・道路側の水路壁を含む部分までを道路区域とする。
- ・改良区の許可書の写しを添付すること。

### (4) 上水道給水管の廃止に伴うキャップ止工事は、工事施行承認の手続きとする。

## 3. 埋め戻し土について

埋戻し土は、砕石を使用すること。

## 4. 舗装復旧厚について

下記に定める舗装構成を基準とする。ただし、重要路線では、別紙に定める舗装構成とする（資料1）。

### 舗装構成基準

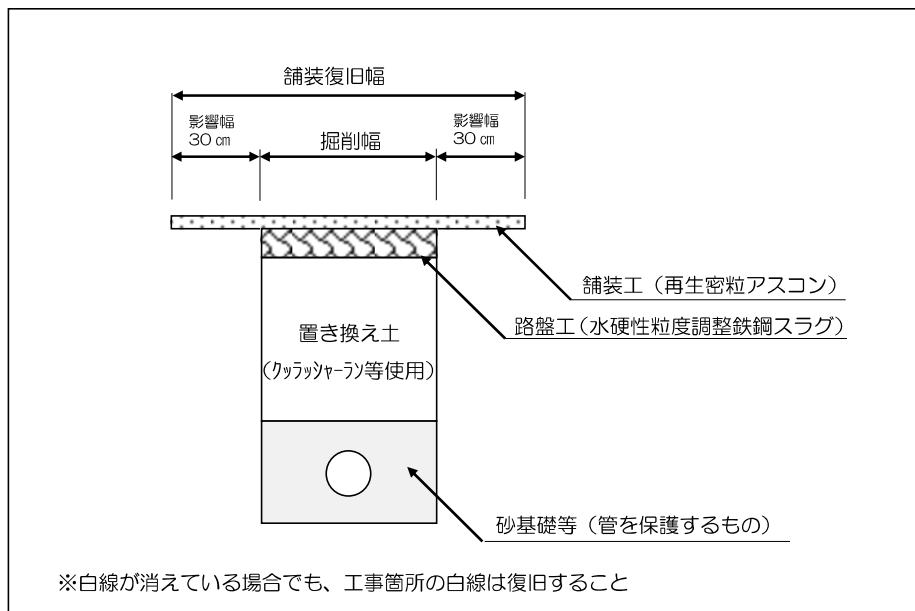
道路幅員	舗装工	路盤工	備考
6m未満	4cm	10cm	
	5cm	15cm	二車線以上の場合
6m以上	5cm	15cm	

※舗装工は再生密粒アスコン、路盤工は水硬性粒度調整鉄鋼スラグを標準とする。

5. 舗装復旧範囲について

(1) 掘削影響幅は $W=30\text{cm}$ 以上とする。

(標準断面図)

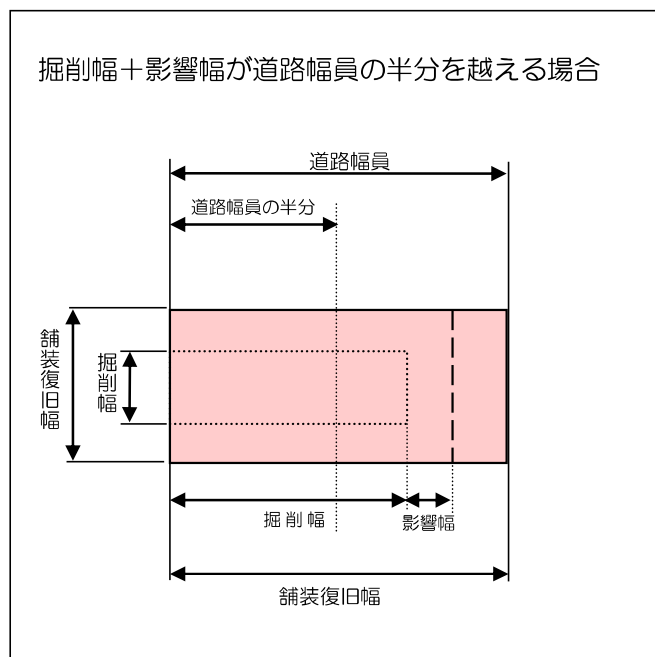
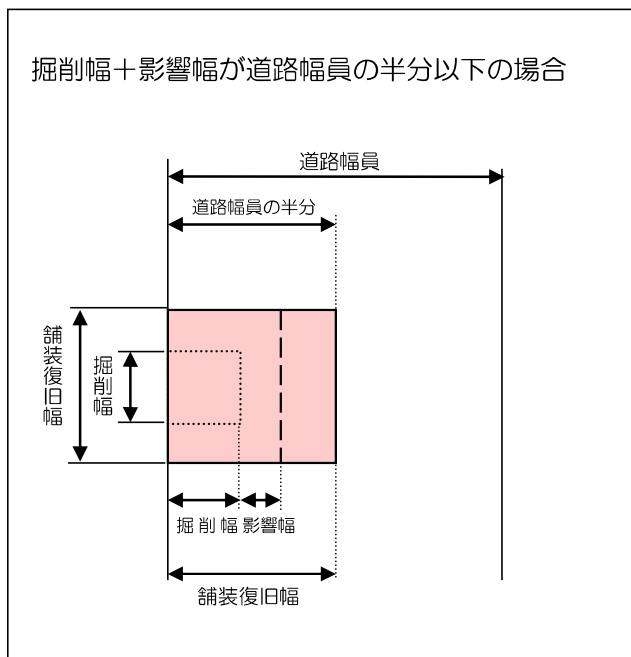


(2) 占用物を道路に対し横断方向に埋設する場合の舗装復旧について

- 掘削影響幅を含めて道路幅員の半分以下の場合は、道路幅員の半分までを復旧範囲とする。
- 掘削影響幅を含めて道路幅員の半分以上を越える場合は、全幅員を復旧範囲とする。

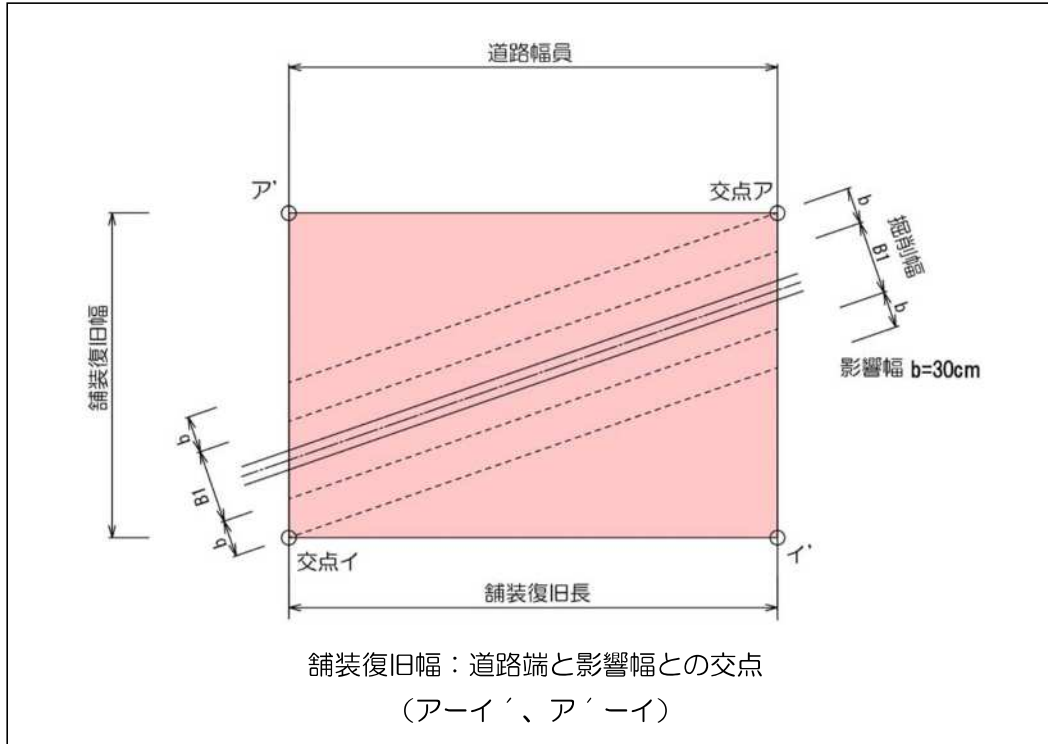
(半面舗装)

(全面舗装)



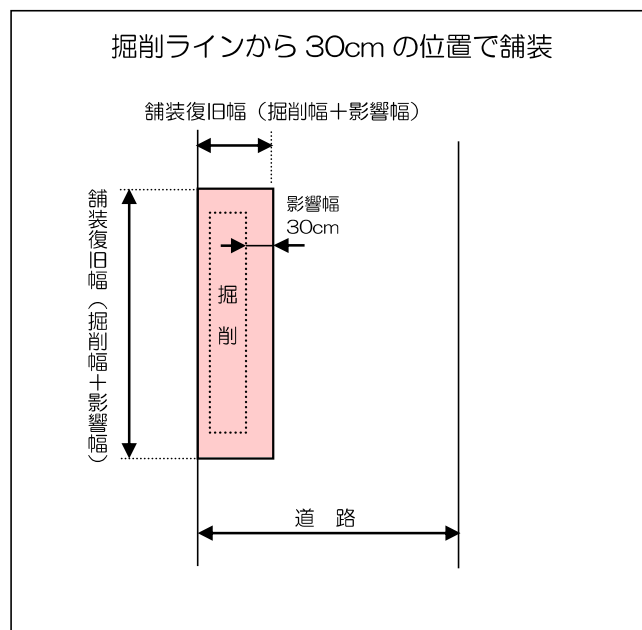
(3) 占有物を斜めに入れた場合の舗装復旧は、道路に対して整形に復旧すること。

(斜め横断の場合の舗装復旧)

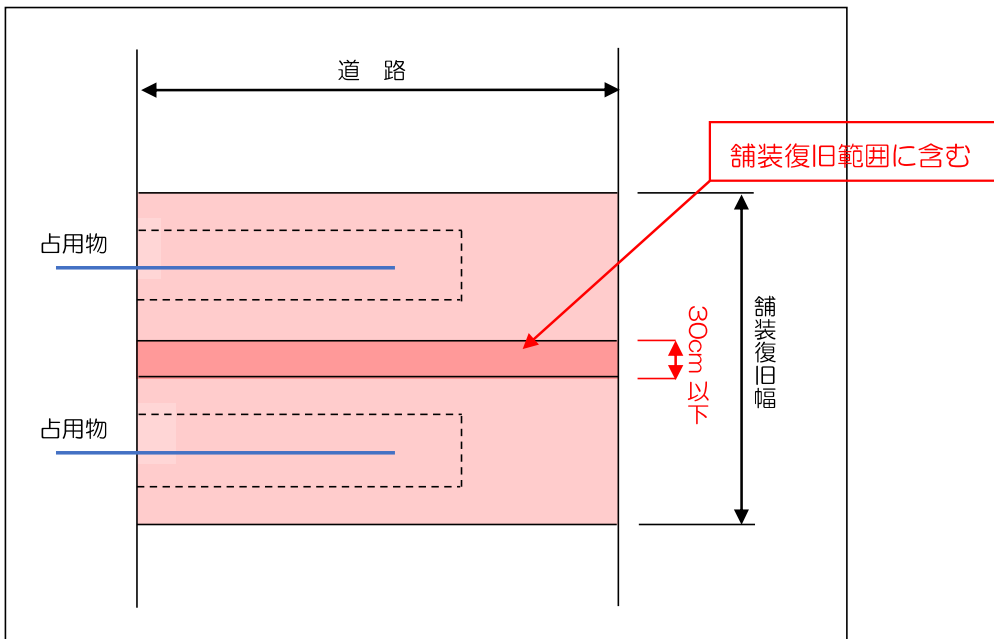


(4) 占有物を道路に対し縦断方向に埋設する場合は、道路端から掘削による影響幅 30cmまでを復旧範囲とする。

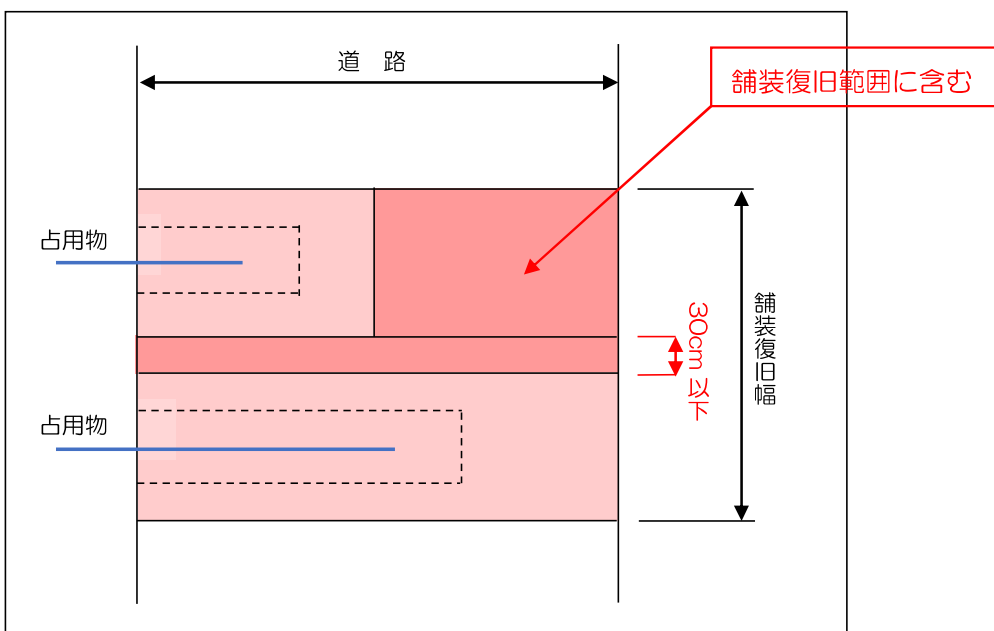
(縦断方向に掘削した場合の舗装復旧)



(5) 同一申請で占有物が近く、2箇所の舗装復旧の間隔が30cm以下の場合は、一体的に復旧すること。



(6) 同一申請で、半面復旧と全面復旧の間隔が30cm以下の場合は、半面復旧の部分も全幅で舗装すること。ただし、道路が2車線以上の場合は、1車線とする。



## 6. 横断幕について

- 幕の地色は、白色又は単色とすること。
- 応援横断幕の許可は 1 箇所とすること。
- 占用期間は、許可日から 1 か月以内とすること。
- 横断幕の両端は、既設の構造物に取り付けるものであること。
- 風雨等により落下しないよう堅固に取り付けるものであること。
- 道路標識を隠さない場所であること。
- 電柱を使用する場合は、所有者の許可を得ること。

## 7. 上空占用について

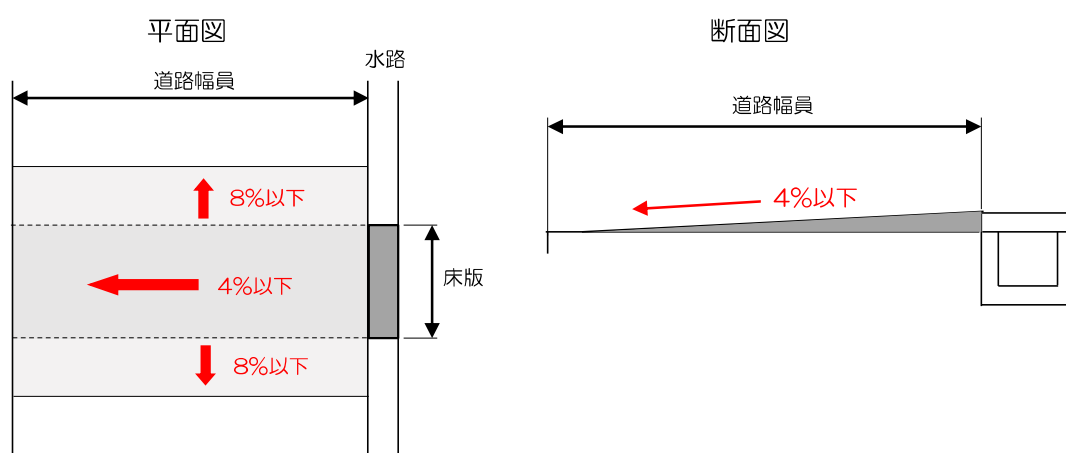
一般工作物の道路横断は、横断する最下部と路面との距離を 4.5m以上離すこと（歩道上は 2.5m 以上）。

## 8. 自治会が設置する占用物件について

自治会が公益上設けるもので、道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないものに限り設置を認めるものとする。詳細については、道路課にお問い合わせください。

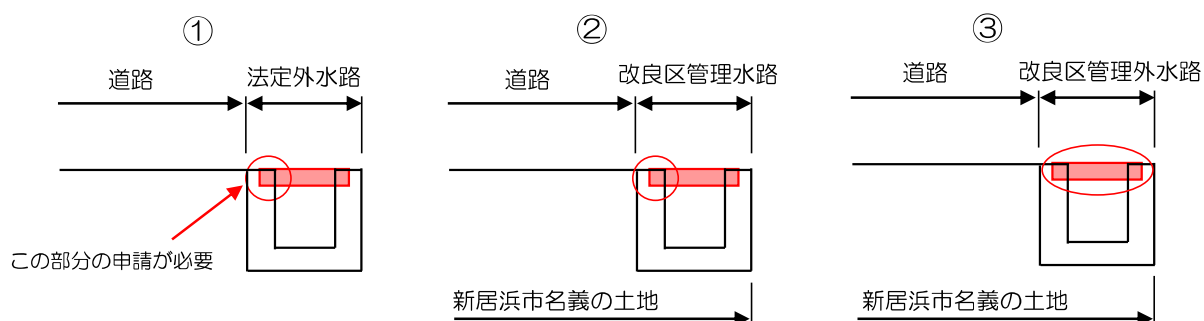
## 9. 開水路の床版の設置について

- 改良区水路などへの架橋は、道路側の水路壁は道路区域であるため工事施工承認を申請すること。
- 土地改良区の占用許可書を添付すること。
- 水路壁の上にコンクリート床版を設置する場合は、道路面と10cm以上の段差が発生するため、車両の走行に支障が生じたり、路面に水が溜まらないように、下記について検討すること。
  - ①水路断面内に床版を設置できないか、改良区と協議すること。
  - ②グレーチング床版に変更し、道路面との段差を小さくすることが出来ないか検討すること。
  - ③舗装のすり付けは、道路に対して横断方向は4%以下、縦断方向は8%以下とすること。
 ※道路幅員や道路の形状（側溝の有無や縦断勾配）の状況により、別途考慮することはできる。
- ④道路に水が溜まらないようにすること。



## 道路占用と工事施工承認の違いについて

- ①法定外水路・・・占用許可は農地整備課（土地改良区の同意が必要）、道路課へは工事施工承認申請を提出すること。
- ②改良区管理水路・・・占用許可は土地改良区、道路課へは工事施工承認申請を提出すること。
- ③改良区管理外水路・・・道路課へ占用許可申請を提出すること。



- 耳付グレーチングの場合は、①～③全てが占用許可申請となるが、占用面積については、①と②は、道路側の水路壁に架かる面積とし、③はグレーチングの面積とする。

## 10. 歩道の車両出入口の設置について

歩行者の安全な通行が損なわれないために、用途に応じて、車両が宅地へ乗入れる幅を定めています。

(1) 乗入箇所は、原則1箇所とし、出入口を分離する必要のある施設等特別の事情がある場合及び特に大型の貨物自動車の出入する場合は、2箇所まで承認することができる。

(2) 次に掲げる箇所には設置することが出来ない。

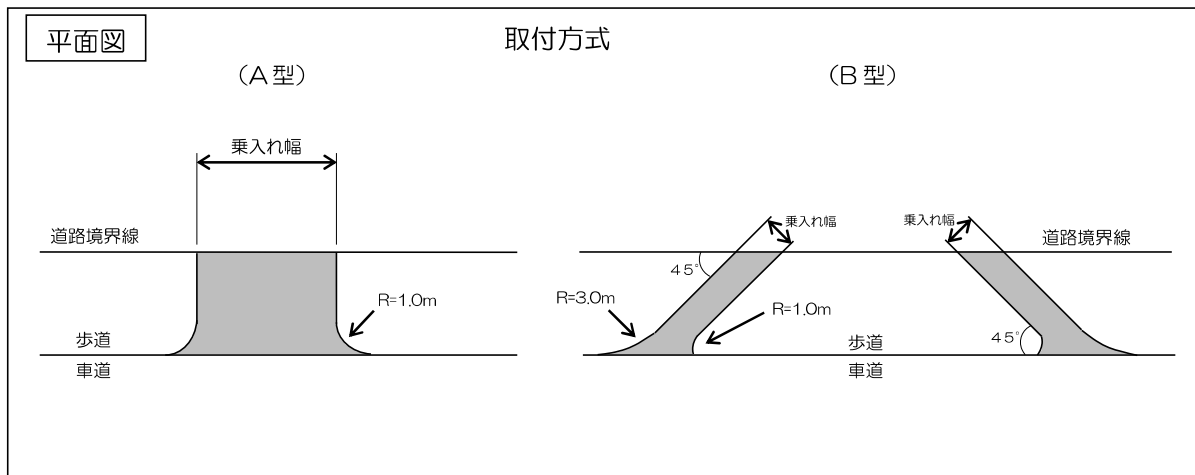
- 横断歩道の中及び前後5m以内の部分。
- バス停留所、バス停車帯の部分。  
※停留所を表示する標柱または標示板のみの場合は、その位置から前後10m以内の部分。
- 地下道の出入口及び横断歩道橋の昇降口から5m以内の部分
- 交差点（縦幅員7m以上の道路を交差する交差点をいう。）の中及び交差点の側端または道路の曲がり角から5m以内の部分。ただしT字型交差点のつきあたりの部分は除く。
- 交通信号機、道路照明灯の移転を必要とする箇所、ただし道路管理者及び占用者が移転を認め、申請者が移設をする場合は除く。

(3) 乗り入れ幅は乗入規格表の幅以下とする。

乗入規格表

形式	車種	A型の幅	B型の幅	定義
I 種	乗用、小型貨物自動車	4.0m	—	最大積載量 3t 以下
II 種	普通貨物自動車等	8.0m	7.0m	最大積載量 6.5t 以下
III 種	大型及び中型貨物自動車等	12.0m	8.0m	最大積載量 6.5t 以上

- 乗入幅の数値はA型、B型いずれも乗り入れ方向に直角の長さとする。
- III種とは、長さ8m以上の車両が出入りする乗入口とする。（ガソリンスタンド、工場、大型店舗、駐車場、倉庫など）
- トレーラー又は特殊な車両が出入りする箇所は別途考慮することができる。

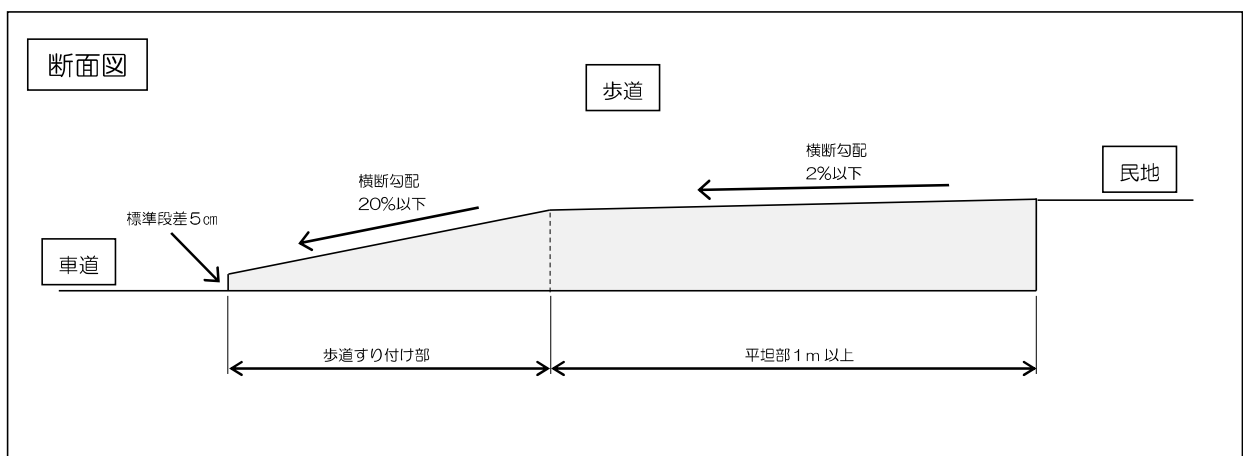
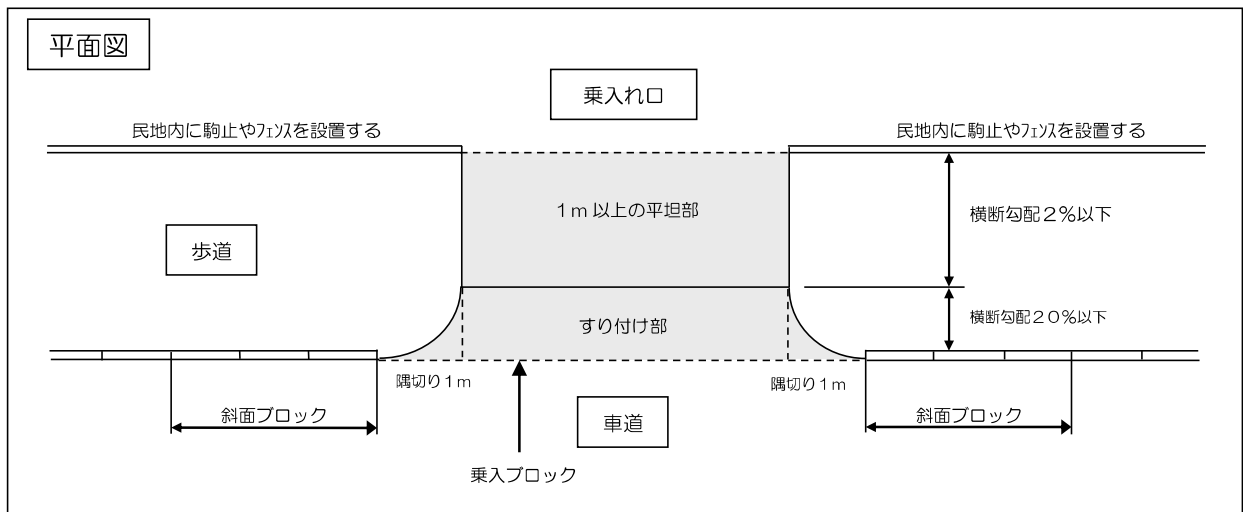


(4) 乗入口の標準的な構造は、次のとおりとする。

- 車道側には、隅切り(片側 1m)を設置することが出来る。その場合は、原則、民地側の乗入部以外は、民地内に駒止やフェンスなどを設置すること。
- 歩道面は、1m以上の平坦部分(横断勾配 2%以下)を設けること。
- 歩道平坦部と車道のすり付け部は、横断勾配を 20%以下とすること。
- 歩車道境界の段差は 5cm を標準とする。
- 歩道面の平坦部が 1m以上確保できない場合は、乗入部を全面切り下げて、縦断方向にすり付けを行うこと。すり付け部の縦断勾配は、8%以下とすること。
- 切り下げに伴う斜面ブロックは 3個使用すること。
- 末端を袖付ブロックにする場合は、手前の 2個は両面 R 型タイプのブロックに変更すること。
- 袖付ブロックには、縁石鋸を設置すること。
- 植樹の撤去が伴う場合は、処分すること。
- 既設の乗入部は閉じること。歩道の構造が、マウンドアップ方式の場合は、歩道面も改築すること。フラット方式の場合は、水抜きタイプの境界ブロックも現況に併せて設置すること。

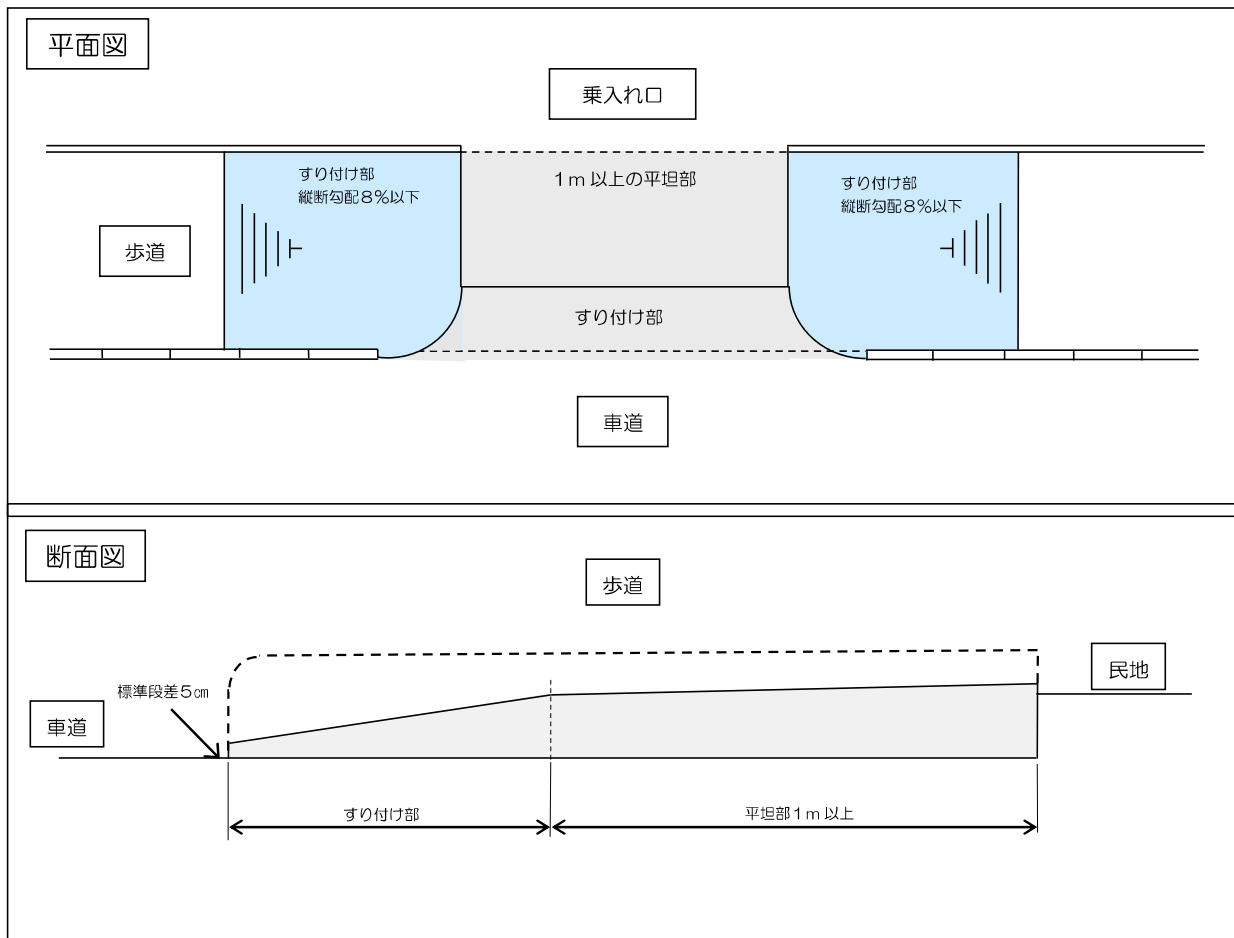
#### マウンドアップ方式改築標準図

(歩道平坦部分が 1m以上確保できる場合)

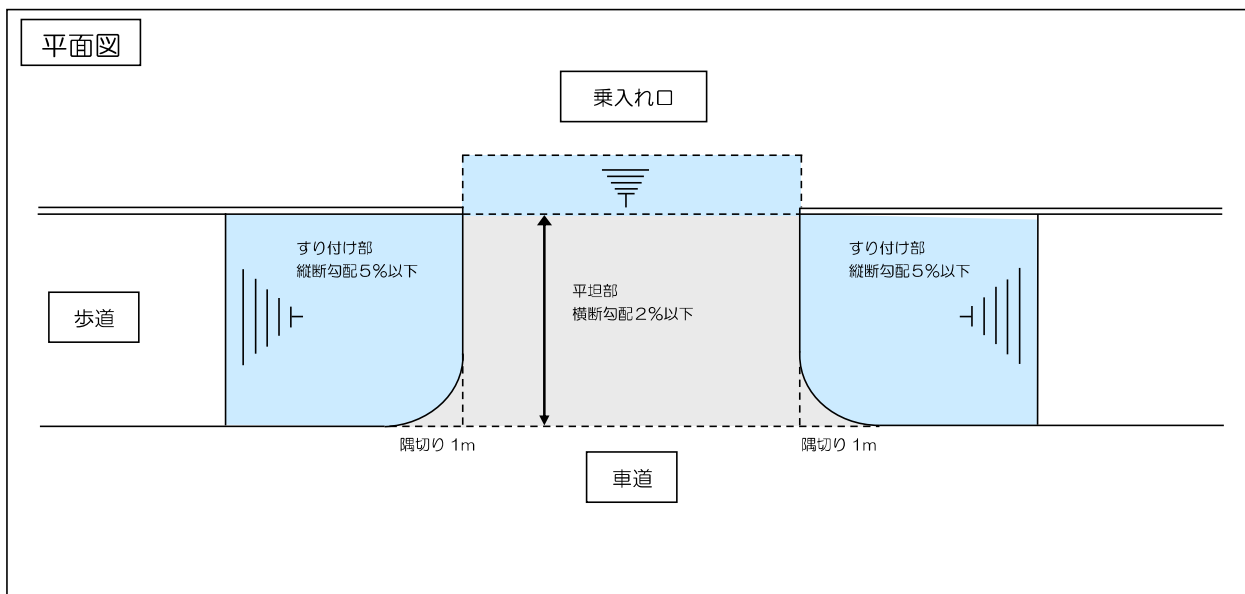




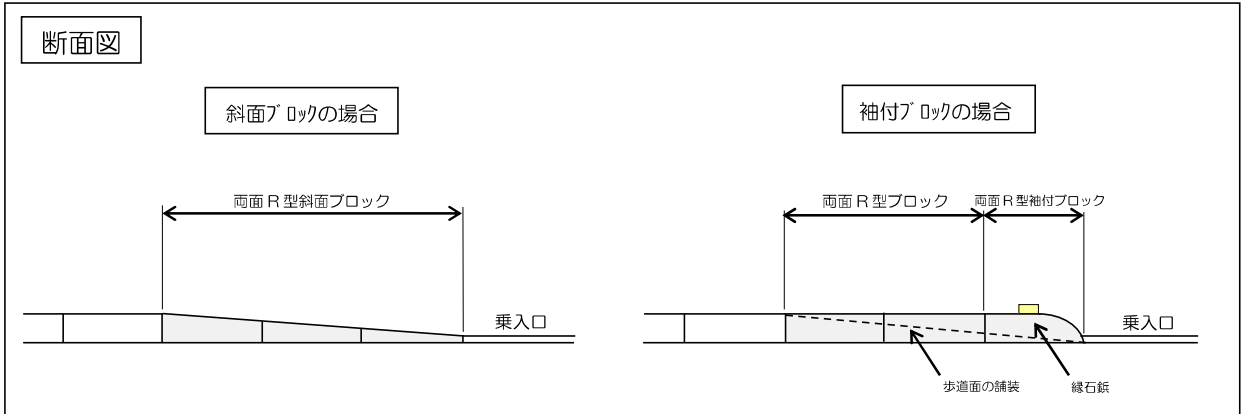
(歩道平坦部分が1 m以上確保できる場合で、民地が低い場合)



(歩道平坦部分が1 m以上確保できない場合) ※歩道の全面切下げを行う構造



(歩車道境界ブロックの切り下げ)

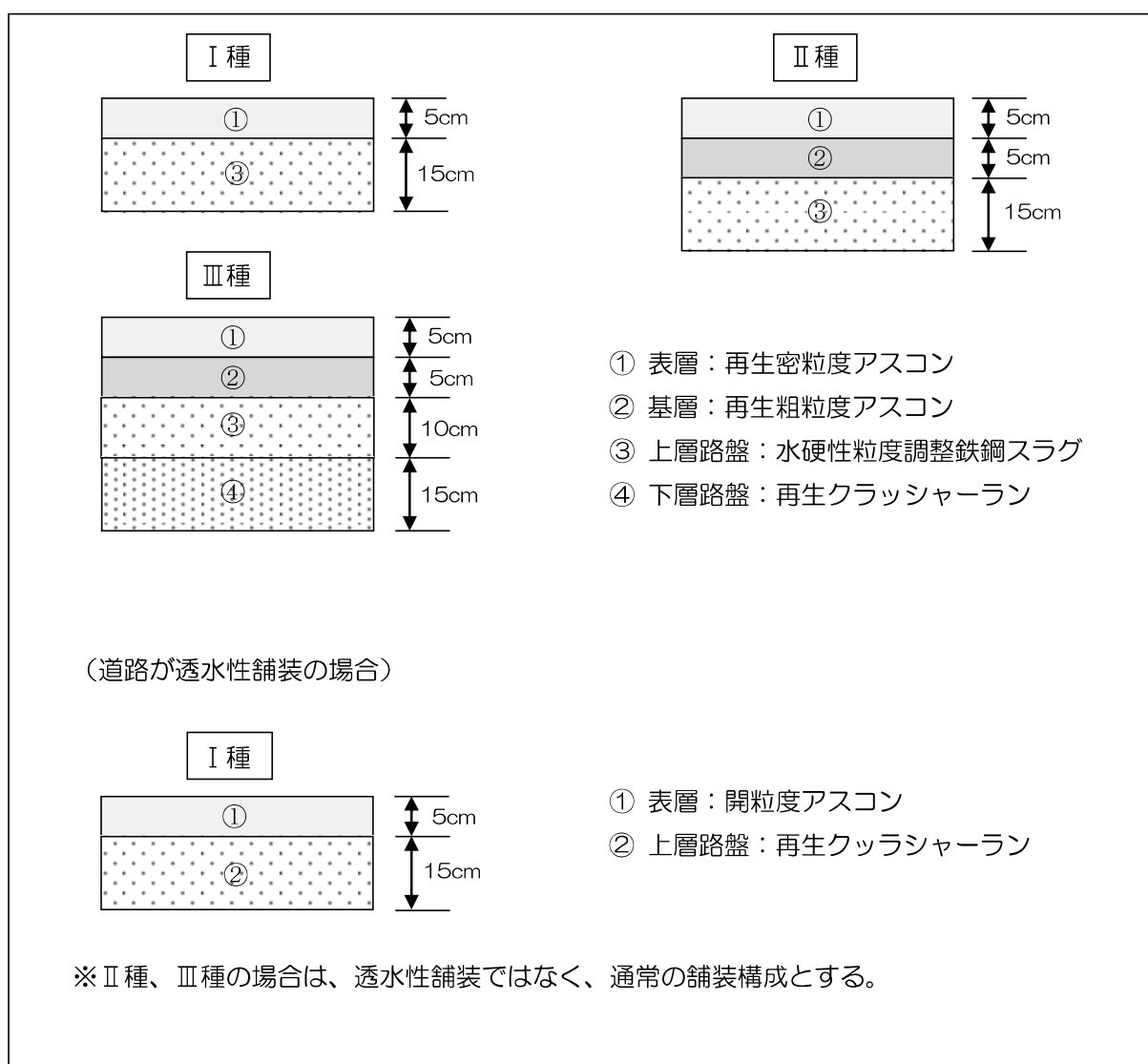


(5) 舗装厚さは舗装厚表のとおりとする。

舗装厚表

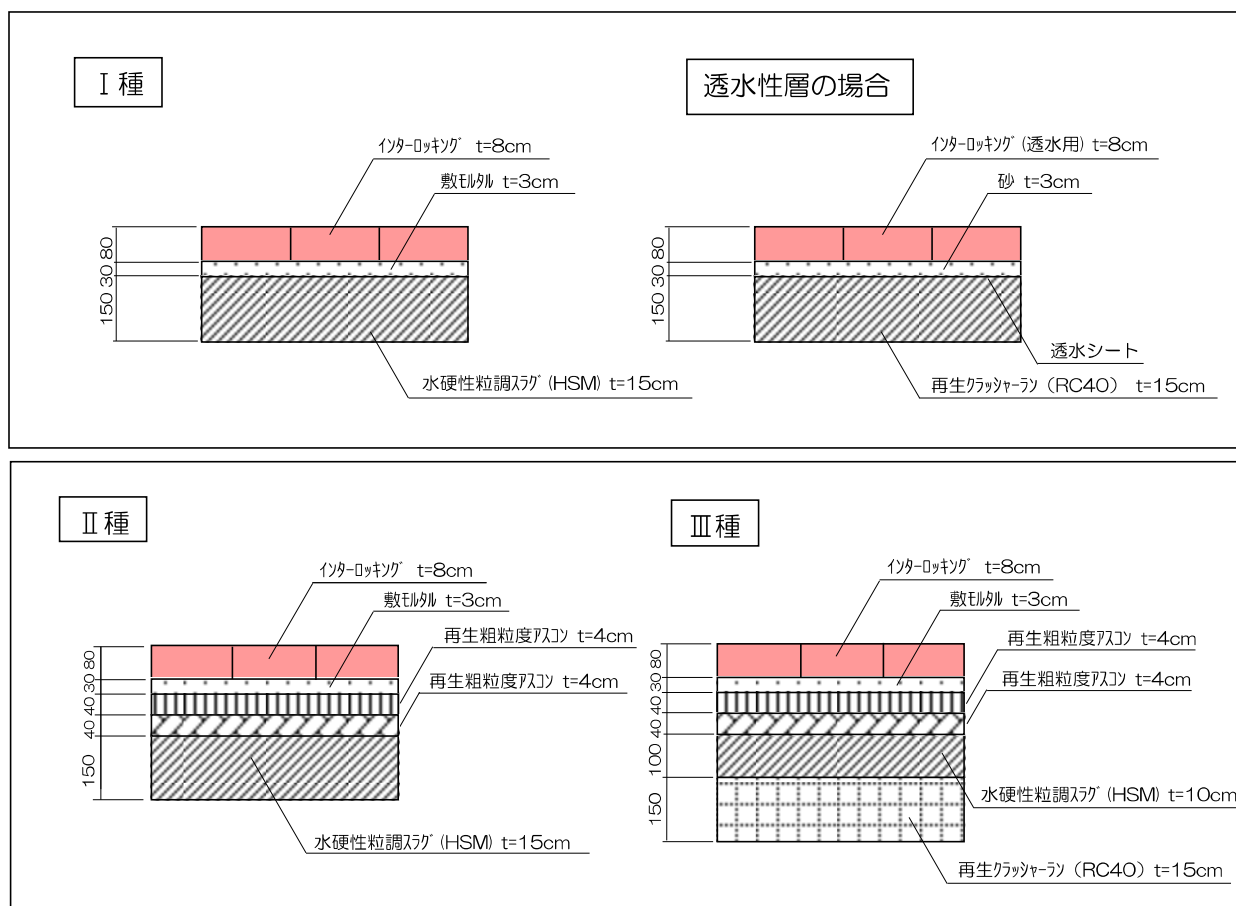
形式	アスファルト舗装			インターロッキング舗装		
	密粒	粗粒	路盤	インターロッキング	アスファルト(粗粒)	路盤
I種	5cm		15cm	8cm		15cm
II種	5cm	5cm	15cm	8cm	8cm (2層)	15cm
III種	5cm	5cm	25cm	8cm	8cm (2層)	25cm

(アスファルト舗装の場合)



(インターロッキング舗装の場合)

同じインターロッキングがない場合は、類似品を使用すること。



### 1 1. ガードレールの撤去について

- ガードレールにより車道と歩道を区別している場合は、乗入規格表に準ずるものとする。
- 撤去した後のガードレールの端には袖をつけること。
- 支柱を撤去する場合は、舗装厚より下で支柱を切断すること。

### 1 2. 完了報告書の写真管理について

- 着工前、施工中、完成後の写真を添付すること。  
※着工前と完成後の写真は、同一方向から撮影し、施工前後が対比できるようにすること。
- 舗装復旧幅が確認できるようにリボンテープ等をあてること。
- 埋設物の土被り、管種が確認できる写真を添付すること。
- 埋戻土、転圧状況が確認できる写真を添付すること。
- 水路等への接続は、削孔状況、道路側及び水路側の接続状況、管口仕上状況を確認できる写真を添付すること。

資料1 新居浜市道重要路線の舗装構成

路線番号	路線名	道路区分	舗装構成					備考
			表層	基層	敷砂	上層路盤	下層路盤	
2	磯浦中新田線	車道	5	5		10	10	
10	原池庄内線	車道	5	5		10	10	
10	原池庄内線	歩道・透水性	4			10		5 区間 a
10	原池庄内線	歩道・透乗入	4			15		15 区間 a
10	原池庄内線	歩道	3			10		区間 b
10	原池庄内線	歩道・乗入部	5			10		区間 b
16	前田社宅東筋線(南100)	車道	5	5		10	15	
16	前田社宅東筋線	車道	5	5		15	15	
16	前田社宅東筋線	歩道インターロッキング	6		3	10		
17	北新町江口線	車道	5			15		
20	新田松神子線	車道	5	5		10	15	
21	北新町河内線	車道	5			15		
39	駅前滝の宮線	車道・透水性	5	5		10	15	
39	駅前滝の宮線	歩道インターロッキング	6		3	10		
39	駅前滝の宮線	乗入部インターロッキング	8		3	15		
41	新居浜港田の上線	車道	5			15		
46	西原東須賀線(上)	車道	5	5		10	15	一部コンクリート版
46	西原東須賀線(上)	歩道	3			10		
46	西原東須賀線(下)	車道	4			10		
49	宮北通り線	車道	5			15		
49	宮北通り線	歩道・透水性	4			10		5 県:新居浜港線～四電
49	宮北通り線	歩道・透乗入	4			15		15 県:新居浜港線～四電
52	西原西の土居線	車道	5	5		10	15	
52	西原西の土居線	歩道	3			10		
84	金子橋通り線	車道	5			15		
88	大江橋久保田線	車道	5	5		10	15	
88	大江橋久保田線	歩道	3			10		
96	港町繁本東筋線	車道	5	5		10	15	
107	神明土橋線	車道	5			15		
114	新居浜駅菊本線(北)	車道	5	5		15	40	県道より北側
114	新居浜駅菊本線(北)	車道	5	5		30	25	県道より北側 停車線 鉦津
114	新居浜駅菊本線(北)	歩道	3			10		県道より北側
114	新居浜駅菊本線(南)	車道	5	5		10	15	県道より南側
114	新居浜駅菊本線(南)	歩道インターロッキング	6		3	10		県道より南側
114	新居浜駅菊本線(南)	乗入部インターロッキング	8		3	10		県道より南側
118	宗像筋線	車道	5			15		区間A
118	宗像筋線(区画整理地内)	車道	4	3		15	15	区間B 路床40cm
118	宗像筋線(区画整理地内)	歩道インターロッキング	6	4	3	10		透水シートあり
118	宗像筋線(区画整理地内)	乗入部インターロッキング	8	4	3	10		透水シートあり
119	菊本庄内線	車道	5			15		
140	庄内国領線	車道	5	5		10	15	
140	庄内国領線	歩道	3			10		
141	石風呂平形橋線	車道	5			15		
147	沢津石風呂線	車道	5			15		
167	沢津東雲線	車道	5			15		
176	東高南通り線	車道	5			15		

238	松神子落神線	車道	5	5	10	15		
249	松神子多喜浜線	車道	5	5	10	15		
262	東港東浜筋線	車道	5	5	10	15		
262	東港東浜筋線	歩道	3		10			
283	角野船木線	車道	5	5	10	10		
283	角野船木線	歩道・透水性	4		10			
283	角野船木線	歩道・透乗入	4		15			
303	駅裏角野線	車道	5	5	10	15		
303	駅裏角野線	歩道	3		10			
305	松木寿線	車道	5		15			
305	松木寿線	歩道	3		10			
374	本郷西筋線	車道	5		15			
383	中萩中学校南通り線	車道	5		15			
383	中萩中学校南通り線	歩道	3		10			
385	中須賀上原線(旧道北)	車道・排水性	5	5	15	15		区間A
385	中須賀上原線(旧道北)	歩道・排水性	4		10			区間A
385	中須賀上原線(旧道南)	車道	5		15			区間B
393	萩生出口本線	車道	5		15			
445	東雲上郷線	車道	5		15			
451	港町繁本線	車道	5		15			
528	下泉本郷線	車道	5	5	10	15		
528	下泉本郷線	歩道	3		10			
537	桧の端上原線	車道	5		15			
656	種子川筋線	車道	5		15			
660	松神子切抜線	車道	5		10			
660	松神子切抜線	歩道	3		15			
665	上部東西線	車道	5	5	10	15		
665	上部東西線	歩道インターロッキング	6		3	10		
665	上部東西線	乗入部インターロッキング	8		3	10		
676	岸影戸屋の鼻線	車道	5		10	15		
676	岸影戸屋の鼻線	歩道	3		10			

# 市道重要路線図

S = 1 : 50,000

	2層舗装
	舗装厚 5cm

